

精華町商工会

Vol.13

商工会だより

発行所 〒619-0243 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70 TEL.0774-94-5525 FAX.0774-93-2629
ホームページ <http://seika.kyoto-fsci.or.jp/>



災害時における飲料の
提供協力に関する協定書調印式

※災害対応型自販機協定書調印式（H20.12.25）

**商工会は、こんな
ことをしています**

★経営相談

（専門家による市場調査、店舗
診断、工場診断等）

★税務・経理相談

（記帳指導・決算指導・自主申告
会派遣税理士による申告指導等）

★労務相談

（従業員の賃金・退職金・労働
保険等、労働関係について）

★金融相談

（資金計画相談・制度融資や他
低利融資の斡旋等）

★新規開業・経営革新相談

★講演会・講習会開催

（経営に関する各種講演会・
講習会の開催）

★各種共済の扱い

（商工貯蓄共済、自動車事故見
舞金共済、中小企業退職金共済、
小規模企業共済、倒産防止共済等）

★その他経営に関すること

お気軽にご相談下さい！

会長挨拶

精華町商工会会長 田中利幸

会員各位には、平素商工会事業に多大のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。「商工会だより」の発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今、私たちは、戦後最悪とも言われる経済危機に見舞われ、予想だにできなかった厳しい状況が続いております。精華町商工会においては、昨秋からの非常事態に対応し、いち早く緊急金融相談窓口を設置し、国、府、町、金融機関等と連携し、緊急保証制度など中小企業の資金繰り相談に重点的に取り組んできたところであります。これからも、中小事業者の経営を安定させるための最大限の努力を続けることが商工会に与えられた最大の使命だと思っております。

さて、精華町商工会は、これまでも地域の総合経済団体として、小規模事業者支援のための経営改善普及事業を行ってまいりましたが、今このような厳しい時代にこそ商工会がその真の実力を発揮して、商工会員のため、地域経済発展のためにお役に立たなければならないと、意をますます強くしているところです。そのためには、まず組織の拡大が必要です。会員数は、相次ぐ廃業にもかかわらず、このところ360前後を維持しておりますが、今後とも役職員一体となり、組織拡大に向けての活動を推進したいと思っております。さらに職員の資質の向上も重要な課題です。来年度からは、機動的・効率的な経営改善普及事業の実施体制を整えるため、補助対象職員の職種区分の統廃合が行われるほか、経営指導に当たる者として資質の向上と拡充を図ってゆきたいと考えております。現下の困難な状況に商工会が鼎の軽重を問われることがないように、存在意義を高めてゆきたいと考えております。

ここしばらくは、私たちにとってつらい状況が続くことが予想されますが、物事を前向きに捉え、手近なことから実践躬行してゆきたいと思っております。終わりに望み、会員皆様方のご健勝、事業のますますのご繁栄をお祈りしまして、ご挨拶といたします。



平成20年度を振りかえって

精華町長 木村 要

精華町商工会におかれましては、町内の商工業振興のため、ご努力されていることに対し深く敬意を表しますとともに、商工会役員の皆様をはじめ会員の皆様方には、商工行政の推進にご理解ご協力を賜っておりますことに、紙面をお借りし厚くお礼申し上げます。

昨年からの原油並びに各種原材料の高騰が続いた後、9月には米国発の金融・経済の大混乱は止むことなく全世界に100年に一度とも言われる危機をもたらしました。我が国においても急激な円高と物価の下落は産業に大きな痛手をもたらしました。派遣社員と言われる人達にも大変なところに追い込みました。グローバル経済が過激な価格競争を生み、生産コスト低減の方策として製造業まで派遣労働を広げた結果、賛否はあるにせよ大変な事態が起きています。雇用不安は生活に直結し、消費行動の最大のブレーキとなります。このような状況は、行き過ぎた資本の集中によるグローバル経済の負の部分の表面化したものとも受け取れます。

自治体は、住民の暮らしを守るのが第一の使命でございます。それには地域経済の活性化が不可欠であり、地域における産業の創出及び振興を図ることにより、地域の雇用を守り育てていくことが極めて重要と考えております。本町の産業誘導地区であります光台、精華台の学研地区には既に20社を超える企業が操業され、地元雇用に貢献していただいております。今後も企業誘致に積極的に取り組み、地域経済への波及を図り職住が近接し調和のとれたまちを目指すことを重要施策のひとつとして進めてまいります。

商工会会員の皆様におかれましても、100年に一度といわれる景気後退の渦中で事業経営には苦心されておられることと存じますが、情勢の変化や社会のニーズを的確に捉え、新たなビジネスチャンスにつなげられまして、これまで同様精華町の地域経済発展の強力な牽引車となっただけであることをご期待申し上げます。

終わりになりましたが、精華町商工会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご家業のご繁栄をお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。



事業承継問題に取り組んでいます!!

事業承継の究極の目的は、先代も後継者も「幸せ」になることです。自らの「幸せ」についてももっともっと考えなければいけません。早めに取り組むことにより、「成功」につながります。精華町商工会・京都府商工会連合会は、いま事業承継問題について真剣に取り組んでいます。



「平成20年度をふりかえって」

青年部 部長 三好 雅人

平素は、青年部活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度も青年部は地域振興に貢献する為、また自己の資質向上の為、そして組織強化の為に様々な事業に取り組んで参りました。

本年度2年目を迎えました「Standing Bar」は当初計画には無かったものの、会員の方々ははじめ町民の皆様等、多くの方々に「今年も開催して欲しい」との有り難いお言葉を頂き開催致しました。7月11日～8月8日の毎週金曜日に祝園駅前ガーデンシティの一角に設営し、数多くの方に足を運んでいただき、大変盛況で天候にも恵まれ無事終了する事が出来ました。来場して下さった方々、また、開催に際してご協力頂いた方には心より感謝しております。本当に有り難うございました。

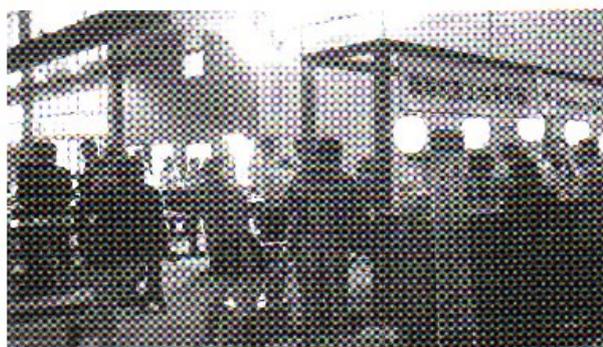
そして、毎年行われる「主張発表大会」では上野雄一郎君が南部ブロック大会において優秀賞を収め、8月6日には京都府大会に出場いたしました。「相楽まちかど探検隊」事業を題材に郷土愛や事業から得たものを豊かな表現力で発表しました。これは、創部以来の快挙になり、今後もこのような成果を果たせるよう青年部として向上していきたいと思っております。

また、本年度青年部は、通年の事業に加え、自社の経

営に役立つよう会計セミナーを2回開催し、それぞれ20名を超える部員が真剣に受講いたしました。青年部は後継者や、創業者といった経営能力を必要とする者で構成されています。様々な業種の部員が自主的にセミナーに参加し、2時間にも及ぶ座学に真剣にチャレンジした事は今後の経営に必ず活かされると思っております。

その他、数々の事業にも取り組み部員相互の親睦を深めることが出来ました。また、相楽郡や京都府商工会青年部連合会主催の事業にも積極的に参加し交流を図ることも出来ました。

青年部と致しまして、まだまだチャレンジしていき、『Yes・We・Can!』青年部一同はできる証を事業を通して邁進して参りたいと思っておりますので、皆様、何卒ご協力頂きますようお願い申し上げます。



スタンディングバー (H20.7月)

「平成20年度をふりかえって」

女性部 部長 玉井 雅子

平素は女性部事業に多大なご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度の主な事業といたしましては、町主催の「子ども祭り」に参加し、「スーパーボール・マスコットすくい」を出店しました。

せいか祭りではペットボトルのキャップを使ったお守りを作り、400個配布しました。

管外研修として伏見の大倉酒造を見学しました。2月には和東町商工会女性部の皆様と交流会を開催し、仕事の苦労話や今後の女性部活動等について話し合うことができました。大変うれしく思います。

そして、独居老人配食サービスなどの事業に取り組ん

できました。

今後とも皆様のご理解とご協力を得まして事業に取り組んでいきたいと思っております。



伏見大倉酒造にて (H20.10月)

せいか祭り2008開催!!

平成20年11月16日(日)、毎年恒例のせいか祭りが開催されました。会場は昨年同様、精華大通り一帯とけいはんな記念公園。朝からの雨の影響もあり来場者数は25000人となりました(昨年35000人)。

商工会員37事業所が出店し祭りを盛り上げました。また商工会各部・部会の献身的なご協力のもと、盛大に幕を閉じました。関係各位に厚く御礼申し上げます。

商業部会 報告

平成20年

- 5月15日 通常総会
- 5月26日 相楽区域商業部代表者交流会
(木津町商工会)
喜多部会長、小関副部会長 参加
- 6月26日 弁当部通常総会
- 10月16日 相楽区域商業部代表者交流会
(木津町商工会)

平成21年

- 1月28日 役員会
相楽区域商業部代表者交流会
(精華町商工会)
- 3月22日 商業部会研修会
(ヤマサ蒲鉾株・そうめんの里工場見学)

工業部会 報告

平成20年

- 4月17日 役員会 (総会について)
- 5月13日 工業部会通常総会
- 6月17日 電気設備部通常総会
- 6月27日 緑化部通常総会
- 7月7日 役員会 (研修会について)
- 8月20日 役員会 (研修会について)
- 10月2日 部員対象 健康管理セミナー
- 10月23日 研修会 (滋賀県：日に新た館ほか)

『せいか市』

地域振興事業

平成18年度より、「ユータウン精華台店」において「せいか市」を開催しています。

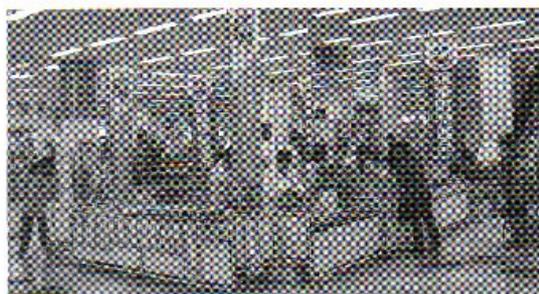
精華町・特産品開発農業団体・相楽作業所・花卉生産者・商工会および会員事業所が共同して地元特産品を紹介・販売・普及することを目的としています。

約3年が経過し、多くのお客様に浸透できていることを実感できるようになりました。

まだまだ改善点は残っていますが、参加メンバーが一致団結して取り組んでいます。

毎月第2土日に東館（または西館）の入口付近で黄色いジャンパーを着て活動しています。

見かけたらぜひお声掛けください。



災害対応型自販機を 設置しました！

平成20年12月25日。災害対応型自動販売機を商工会館前の駐車場の一角に設置いたしました。

当日は、同時に「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」の調印式も行ないました。

調印式は、精華町・商工会・近畿コココーラボトリング株式会社の三者で行なわれ、災害に強い町づくりを進めるために協働することを約束しました。



個人事業主・経営者の退職金 『小規模企業共済』！

◆メリット1

共済金受取時は「退職金所得」または「公的年金等」の扱い

◆メリット2

掛金は全額「所得控除」できます。
(掛金月額：1,000円～70,000円まで)

◆メリット3

事業資金の貸付が受けられます(掛金合計額内で借入可能)。

あなたの製造・販売した商品が お客様に被害を 与えてしまったら！

◆PL保険制度(製造物責任法による保険制度)
万が一、お客様に対し人身・物損事故が発生したら、PL法に限らず民法上の賠償責任など、法律上の賠償責任を幅広く補償します。

精華町キャリア教育 推進事業にご協力を！

産業や経済の構造的変化などを背景に、「フリーター」や「ニート」が大きな社会問題となっています。このような状況の中、しっかりと勤労観や職業観を身につけるため、町内すべての中学校の特定の学年全体で、職業体験教育を実施しています。町内事業所を中心に、その受け入れ先を募集しています。現在、登録業者は約100社。

ぜひ、積極的にご協力をお願いいたします。

講演会を開催しました！

平成20年12月2日(火)、恒例の本会主催講演会を開催しました。今年は「感謝」をキーワードに、服飾評論家の市田ひろみさんをお招きしご講話いただきました。

当日は「「ありがとう」と言える人、言えない人。家族に感謝、お客様に感謝、従業員に感謝」をテーマに、実体験を交えながらお話いただきました。何事にも感謝の気持ちで接すれば道は開ける、との内容で場者に希望と勇気と感動を与えていただきました。



お茶のCMでおなじみの「市田ひろみさん」

☆ 21年度労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告・納付時期が変更になりました。

4月1日～5月20日



6月1日～7月10日
に変更になります。

☆ 簡単な数字の入力で
『経営自己診断』をしませんか！

中小企業基盤整備機構運営で安心です。
登録料・利用料は無料です。
社名等の特定する情報の入力が必要ありません。
インターネットの検索で『経営自己診断システム』で検索してください。

商工会へのお届け事項に変更があった際はご一報を！

区画整理事業やその他の事由により所在地や居住地が変更になった場合は、速やかに商工会事務局へお届け下さい。
また、その他業種・取り扱い品等の変更が生じた場合も合わせてご一報下さい。

変更内容

- 事業所所在地(住所・TEL・FAX・E-mail等)
- 居住地(同上) ●事業所名変更
- 事業主変更
- 事業内容(業種変更・取り扱い品変更)
- その他商工会への登録事項の変更

※その他、商工会関連でお気づきの点がありましたら
ご一報下さい。

■商工会事務局 TEL. 94-5525
FAX. 93-2629
E-mail seika-sci@kyoto-fsci.or.jp

各種共済制度のご紹介

(1) 小規模企業共済

(月額1口1,000円から70,000円まで)
(事業主のための退職金制度)

加入資格

常時使用従業員数が20人以下の個人事業主及び会社役員

内容

事業主が事業をやめたり第一線を退いたときの生活安定を図る。

税法上特典

掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除される。

支給共済金は受給内容に応じて「退職所得」「雑所得」となる。

(2) 中小企業退職金共済

(月額5,000円から30,000円まで)
(従業員のための退職金制度)

加入資格

中小企業事業所の従業員

内容

比較的少ない掛金で従業員の退職金の積立をする。

税法上特典

掛金は全額「損金」又は「必要経費」になります。

(3) 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)

(月額5,000円から80,000円まで)
(まさかの時にお役にたてる)

加入資格

1年以上事業を行っている中小企業者

内容

取引先が倒産した時に納付掛金の10倍範囲内(最高3,200万円)で被害相当の貸付が受けられる。

税法上特典

掛金は全額「損金」(法人)又は「必要経費」(個人)に参入。

(4) 経営者休業補償制度

(事業主・従業員のための休業補償制度)

加入資格

事業主・従業員およびその家事従事者

内容

一般保険契約に比べ大幅割安。24時間いつでもサポート。

税法上特典

掛金は原則全額損金処理(福利厚生費)が可能。
詳しくは商工会まで。

(5) 自動車事故費用共済

共済掛金 4,500円～16,500円(車種により掛金が異なります)
内容

死亡時(限度額300万円)、後遺障害時(12万円～300万円)
入院1日当4,500円、通院1日当2,250円。

契約者に係る自動車人身事故は、加害・被害・自損を問わずすべての共済を契約者(あなた)にお支払いたします。

税法上特典

事業者の場合は、掛金はすべて損金処理。

(6) 商工貯蓄共済

共済掛金 1口2,500円 または1,000円
最高20口まで(年齢制限あり) 貯蓄・保障・融資の3本柱。

内容

貯蓄(掛金の一部が保険料。差額が貯蓄積立金に)

保障(万が一の生命保険)

融資(1口100万円までの融資枠あり。 ※必要要件あり)

税法上特典

掛金の内、保険金・手数料が経費に。

(7) 会員福祉共済(傷害共済)

共済掛金 月々2,000円(職業・年齢・性別に関係なく一律)

加入資格

商工会の会員・会員の家族・従業員及びその家族
(但し、満6歳以上65歳まで(継続の場合は満74歳まで))

内容

交通事故・不慮の事故による	入院1日あたり	8,000円
〃	通院1日あたり	3,000円
〃	手術 最高	20万円
〃	後遺傷害 最高	1,000万円
〃	死亡 最高	1,000万円

※上記共済金の他に免責事項による制約があります。

(8) 交通事故傷害共済

共済掛金 年齢に関わらず、1口2,500円/年

この制度の特色

乗物との衝突・接触、又は運転中の事故によるケガ、道路通行中の落下物等によるケガ、建物・乗物の火災によるケガなどを保障します。

※詳細については、商工会まで！